

○米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年12月27日

規則第86号

改正 平成10年12月24日規則第43号

(題名改称)

平成15年3月26日規則第12号

平成18年3月30日規則第21号

平成19年3月30日規則第25号

令和元年6月27日規則第9号

令和元年9月27日規則第18号

令和4年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成6年米沢市条例第28号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平10規則43・平18規則21・令元規則18・一部改正)

(休館日)

第2条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 館内整理日

(平10規則43・一部改正、令4規則25・旧第3条繰上・一部改正)

(使用時間)

第3条 コミュニティセンターの使用時間は、午前9時から午後10時まで（月曜日の使用にあつては、午後5時まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令4規則25・旧第4条繰上・一部改正)

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定によりコミュニティセンターの使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出は、使用

しようとする日（以下「使用予定日」という。）の3月前に当たる日の属する月の初日から使用予定日の前日までの日（市長が定める日を除く。）にしなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 使用の許可を受けようとする施設
- (3) 使用の目的及び日時
- (4) その他市長が必要と認める事項

（平10規則43・平19規則25・一部改正、令4規則25・旧第5条繰上・一部改正）

（使用許可書の交付等）

第5条 市長は、条例第3条第1項の規定による使用の許可をしたときは、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。この場合において、許可の順序は、申請書を受理した順とし、同時に申請があった場合は、申請者との協議又は抽選により定めるものとする。ただし、申請者が公用又は公共のため使用する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平10規則43・一部改正、令4規則25・旧第6条繰上・一部改正）

（使用不許可の通知）

第6条 市長は、条例第4条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（令4規則25・旧第7条繰上・一部改正）

（使用料の納付）

第7条 条例第7条の使用料は、コミュニティセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 使用者は、第9条第2項の規定による許可の内容の変更に伴い、既に納付した使用料に不足を生じたときは、直ちにその不足額を納付しなければならない。

（令4規則25・旧第8条繰上・一部改正）

（使用料の減免）

第8条 条例第8条の規定により使用料を減額し、又は免除すること（以下「使用料の減免」という。）ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市が使用するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなけれ

ばならない。

- 3 市長は、使用料の減免を決定したときは、決定通知書を当該申請者に交付し、使用料の減免をしないことと決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(平10規則43・一部改正、令4規則25・旧第9条繰上・一部改正)

(許可内容の変更及び取消し)

第9条 使用者は、当該許可に係る内容を変更し、又は取消しようとするときは、その旨を書面により使用日の前日（市長が定める日を除く。）までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請を許可したときは、変更許可書又は取消許可書を当該使用者に交付するものとする。

(平10規則43・平19規則25・一部改正、令4規則25・旧第10条繰上・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 条例第9条の規定により既納の使用料を還付できる場合は、使用者の責めに帰すことのできない事由により、その使用ができなくなったときとする。

(平15規則12・旧第12条繰上、令4規則25・旧第11条繰上)

(使用許可期間)

第11条 コミュニティセンターの使用を許可できる期間は、同一の者について引き続き6日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平15規則12・旧第13条繰上、令4規則25・旧第12条繰上・一部改正)

(許可書の提示)

第12条 使用者は、コミュニティセンターの使用に当たっては、当該許可書を係員に提示しなければならない。

(平15規則12・旧第14条繰上、令4規則25・旧第13条繰上)

(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備以外は、使用しないこと。
- (3) 施設又は備付けの物件を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可なくコミュニティセンターの敷地及び施設内において寄附金の募集及び物品の

販売を行わないこと。

- (6) 許可なく広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (7) 火災及び盗難の予防措置を講ずること。
- (8) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (9) 許可なく酒類を飲用しないこと。
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、コミュニティセンターの管理上必要であることとして市長の指示する事項

2 使用者は、その権原に基づきコミュニティセンターに入館させた者があるときは、その者に対して前項各号に掲げる事項を守らせなければならない。

(平15規則12・旧第15条繰上、平18規則21・一部改正、令4規則25・旧第14条繰上・一部改正)

(入館者等の規制)

第14条 市長は、コミュニティセンターに入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その者の入館を禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 係員の指示に従わない者

2 市長は、コミュニティセンターに入館している者が前条第1項第5号及び第6号に規定する事項に違反したとき、その他コミュニティセンターの管理上支障がある行為をし、又はするおそれがあると認めたときは、その者に退館を命ずることができる。

(平15規則12・旧第16条繰上、令4規則25・旧第15条繰上・一部改正)

(係員の立入り)

第15条 市長は、コミュニティセンターの管理上必要と認めるときは、使用中の施設内に係員を立ち入らせることができる。

(平15規則12・旧第17条繰上、令4規則25・旧第16条繰上・一部改正)

(読替規定)

第16条 条例第13条第1項の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条から第6条まで、第9条及び第13条から前条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平18規則21・追加、令元規則18・一部改正、令4規則25・旧第17条繰上・一部改正)

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平15規則12・旧第18条繰上、平18規則21・旧第17条繰下、令4規則25・旧第19条繰上)

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日規則第43号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第12号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中「条例第28号」を「米沢市条例第28号」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第25号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1)から(3)まで 略

(4) 第7条中米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号、様式第3号及び様式第5号の改正規定

附 則（令和元年6月27日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条による改正前の同条各号に掲げる規則、第2条による改正前の米沢市情報公開条例施行規則及び第3条による改正前の米沢市個人情報保護条例施行規則の規定により作成された様式の出紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年9月27日規則第18号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。